

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 27号

一部改正 平成19年 8月 1日
一部改正 平成21年 9月 9日
一部改正 平成28年12月26日
一部改正 令和 5年12月11日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第20条の規定により、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員の退職に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(退職)

第2条 職員が次の各号の一に該当した場合は、各号に定める日をもって退職したものとする。

- 一 退職を願い出て機構長から承認された場合
発令の日
- 二 定年に達した場合
定年に達した日以後における最初の3月31日
- 三 早期退職制により退職を申し出て機構長から承認された場合
承認された日
- 四 期間を定めた雇用において、その期間を満了した場合
期間が満了した日
- 五 休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しない場合
期間が満了した日の翌日
- 六 死亡した場合
死亡した日
- 七 職員が機構の役員になった場合
就任日の前日

(退職を願い出る場合の手続)

第3条 職員が退職を願い出る場合は、あらかじめ退職を予定する日の30日前までに、機構長宛に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第4条 職員の定年は満65歳とする。

(早期退職)

第4条の2 職員就業規則第20条第1項第3号の規程による職員の定年前退職に関して必要な事項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の早期退職に関する規程（平成28年規程第147号）の定めるところによる

（退職時の処理）

- 第5条 職員が退職する場合には、機構から貸与された物品その他機構の権利に属するものを返還し、また機構に債務があるときは退職の日までに精算しなければならない。
- 2 職員が退職したときは、機構は原則として退職の日から1カ月以内に給与を支払い、その他の必要な手続を行う。ただし、本人から請求があった場合には7日以内に給与を支払い、その他職員の権利に属する金品を返還する。
- 3 前項の定めにかかわらず、退職手当の支払については大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職手当規程による。

（退職時等の証明）

- 第6条 機構長は、職員が退職を予定又は退職した職員が退職時等の証明の交付を請求したときは、機構長は遅滞なくこれを交付するものとする。
- 2 退職時等の証明による証明事項は次のとおりとする。
- 一 雇用期間
 - 二 業務の種類
 - 三 機構における地位
 - 四 給与
 - 五 退職事由
- 3 退職時等の証明には、前項の事項のうち、本人から請求のあった事項のみを証明するものとする。

（退職前の遵守事項）

- 第7条 職員は、退職するまでは、従前のおり勤務しなければならない。
- 2 退職しようとする者は、指定された期日までに後任者に対する業務の引き継ぎを完了しなければならない。

（退職後の遵守事項）

- 第8条 職員は、退職後も在職中に知り得た機構に関する情報の一切を他に漏洩してはならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年8月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年10月1日から施行する。

(国立国語研究所の異動者にかかる経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において人間文化研究機構国立国語研究所に身分を承継された職員で研究員となった者の定年は、60歳とする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月11日から施行する。

(定年年齢にかかる経過措置)

第2条 職員就業規則第3条第2号及び第3号に掲げる職員の令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第4条の規定の適用について、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

(年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 機構長は、当分の間、職員就業規則第3条第2号及び第3号に掲げる職員（機構職員任免規程第4条その他の規定により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職を占める職員並びに大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第5条第2項第2号の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として機構長が別に定める職員にあっては、機構長が別に定める期間）において、当該職員に対し、年齢60年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。